

第12号議案

平成29年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	42,492,789キロワット時
(2) 供給電力料金	418,008,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		438,174千円
第1項	営業	収益		418,501千円
第2項	財務	収益		241千円
第3項	事業外	収益		19,432千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		431,171千円
第1項	営業	費用		414,144千円
第2項	財務	費用		1,670千円
第3項	事業外	費用		14,356千円

第 4 項 特 別 損 失 1千円

第 5 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 464,891千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 5,075千円、過年度分損益勘定留保資金 366,259千円及び当年度分損益勘定留保資金 93,557千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 50,001千円

第 1 項 企 業 債 50,000千円

第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 514,892千円

第 1 項 建 設 改 良 費 68,500千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 15,392千円

第 3 項 他 会 計 貸 付 金 430,000千円

第 4 項 予 備 費 1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 29 年 度 水 力 発 電 施 設 整 備 費	平成29年度から平成30年度まで	46,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良資金に充てるため。
限度額	50,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 111,916千円

平成29年2月15日提出

京都府知事 山田 啓二